

住宅の熱損失防止(省エネ)改修に伴う固定資産税の減額措置

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に行った既存住宅について、熱損失防止(省エネ)改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度の固定資産税額(120㎡相当分までに限る)を3分の1減額します。

●対象となる家屋の要件

平成20年1月1日以前から所存している家屋で、賃貸住宅は除く

●減額適用の要件、申請方法など

特例となる『省エネ改修工事』の要件

次の要件をすべて満たす工事であること

① 次のイの工事、又はイと併せて行うロ～ニの工事であること

イ 窓の断熱改修工事(高断熱窓への取替など)【必須】

ロ 床の断熱改修工事(床面に断熱材を入れるなど)

ハ 天井の断熱改修工事

ニ 壁の断熱改修工事(壁に断熱材を入れるなど)

※ イの工事は必須です

② 改修部位がいずれも現行の『省エネ基準』に新たに適合すること

③ 省エネ改修工事に要した費用の合計が30万円以上であること



●減額の対象

改修工事が完了した年の翌年度に限り、固定資産税(1戸当たり120㎡相当分までに限る)の3分の1を減額しますが、1度しかこの減額は受けられません。

●申告方法

省エネ改修工事完了後3ヶ月以内に、町税務課課税係に下記の関係書類を提出してください。(3ヶ月以内に申告出来なかった場合は理由が必要となります)

- ① 熱損失防止改修工事証明書(登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は、登録住宅性能機関が作成したもの)
- ② 熱損失防止(省エネ)改修工事に伴う固定資産税減額申告書
- ③ 改修に要した費用が確認できる領収書等
- ④ 改修した箇所の工事前後の写真、図面

(問い合わせ先)

斜里町役場 総務環境部税務課課税係

Tel0152-23-3131 内線132・133